

繊維製品の品質コンサルティングサービスについて

繊維製品の製造者・販売者・表示者は、家庭用品品質表示法や不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）、日本工業規格（JIS）等に基づいた表示を行い、製品の固有情報を適切に消費者に伝えなければなりません。しかし、「関連法規の解釈が難しい」「運用が複雑である」等の理由で、ニッセンケンでも過去様々なご相談をメーカーや流通関係等の皆様よりいただけてきました。

このような状況を受け、ニッセンケンでは蔵前ラボに専門の「品質コンサルティングチーム」を2014年春に新設、表示事項や品質管理に関する個別相談をお受けする業務を展開しております。主に、試験結果に基づく適切な表示事項の提案、製品の品質に関わるアドバイス等を行い、消費者からのお申し出の未然防止、さらなる信頼確保のお手伝いができればと考えております。

市場に供給する製品の品質確保のために、お困りのことがございましたら、ぜひニッセンケンにご相談ください。

品質確保のためのお手伝い



試験データに基づく表示上のアドバイス

製品ごとの品質チェック

中国内販向け表示への対応

展示会での品質アドバイス 等



東京事業所 蔵前ラボ
品質コンサルティングチーム

電話:03-5809-1360 Mail:qcs@nissenken.or.jp